

令和7年1月の申告書等の控えへの收受日付印の押なつ見直しに関連して、各種事務の見直しを検討してきました。その状況は、次のとおりです。

## ○ e-Taxマイページの充実

- ・ e-Taxでは、「本人（法人）情報」や申告の参考となる「各税目に関する情報」について、納税者本人が確認することができる「マイページ」を提供しており、例えば「申告の種類」（青色申告か白色申告か）や「簡易課税制度選択届出書の提出状況」などを確認することができます。
- ・ このマイページについては、税理士と納税者（関与先）がe-Tax上で「委任関係の登録」をすることで、税理士が納税者のマイページなどの情報を参照可能とする機能を設ける予定であり、令和7年夏頃までに実現できるよう開発を進めています。

## ○ 充当申出書や取下書のe-Tax対応

- ・ 「充当申出書」については、令和6年1月から、イメージデータ（PDF形式）でe-Tax送信できるようになりました。
- ・ 従前、申請書等の取下げの意思表示は、「取下書」の提出により行われているところ、「税務代理権限証書」の「その他の事項」欄に申請書等の取下げの意思表示を記入して提出する方法により、e-Tax対応を行う予定です（令和6年秋頃までに開始予定）。  
(注) 延納・物納申請に係る取下書、相互協議に係る取下書は、様式を定めていますので、イメージデータ（PDF形式）でe-Tax送信いただくようお願いします。

## ○ 申請書等の様式の見直し

- ・ 申請書等の一部の様式において、「以前に提出した確定申告書や申請書等の提出年月日等」に関する記載欄があります。
- ・ この記載欄について、順次、その記載を不要とする様式の見直しを行っており、令和6年4月末までに13様式を見直し済み、令和6年6月末までに72様式の見直しを行います。また、省令等の税制改正が必要な様式についても、順次、見直しを検討中です。  
(注) e-Taxの見直しについては、システム改修の予算措置が必要となるため、書面の様式の見直しを先行して実施します。

## ○ 申告書等の閲覧サービスでの写真撮影

- ・ 税務署の窓口における申告書等の閲覧サービスでは、提出された申告書等の原本を閲覧でき、写真撮影も可能です。
- ・ 令和6年4月から、これまで写真撮影を不可としていた收受日付印等についても、撮影を可能としました。

## ○ 延納・物納申請書の提出事実・提出年月日の確認

- ・ 延納・物納申請書については、イメージデータ（PDF形式）でe-Tax送信することにより、提出事実・提出年月日を確認できます。  
（注）印鑑証明書や実印を押なつする書類など原本の提出が必要な書類は、別途郵送等により提出願います。
- ・ また、電子・書面での提出にかかわらず、提出事実や提出年月日が確認できるよう、国税局から納税者にお送りしている「徴収の引受通知書」又は「担当者のお知らせ」に、①申請書の收受日、②「担当の税理士にお知らせください」旨の記載を追加する予定です（令和6年7月頃に開始予定）。  
（注）この通知書等の送付は、提出から概ね2週間かかりますのでご注意ください。

## ○ 令和7年1月以降に窓口等で交付するリーフレット

- ・ 令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」（收受印押なつ見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの）に申告書等を收受した「日付」や「税務署名」を記載した上で、希望者にお渡しします。
- ・ 郵送等により申告書等を提出する際に、「返信用封筒」と「申告書等の控え」を同封された方に対しても、当分の間の対応として、日付・税務署名を記載したリーフレットを同封して返送します。